

**[書評]** KANAZAWA: "A Seventeenth-Century Japanese Castle Town", James L.McClain (1982)

著者	中野 節子
雑誌名	日本海文化 = Journal of Japan Sea Culture Research Institute
巻	12
ページ	39-43
発行年	1985-03-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/33679">http://hdl.handle.net/2297/33679</a>

KANAZAWA: A Seventeenth-Century

Japanese Castle Town, James L. McClain

## 中野節子

米国の日本近世史研究では従来、京、大坂、江戸の三都の研究が紹介されていた。ブラウン大学の教授の著した本書は、とり上げられることの少なかつた地方の近世城下町について、英文で初めて扱った著作として注目されている。

本稿では、まず、本書の構成に従って記述内容を紹介し、本書構成の基軸となるもの及び主張点に関して、私なりの理解を述べてゆきたい。ただし本書が用いる歴史的事象については、主には田中喜男氏の著作等で知られる研究蓄積の利用も多く、ここでは改めて詳細は記さず、どのような事象をとり上げて、どのような結論を導いているかを示すに留めておきたい。

本書の構成はIからIVで成り、Iで中世末から近世にかけての、全国再統一の状況と利家の金沢入城迄を概説的に

描き、IIからIVは時期を区切って、近世前半期における金沢の性格を検討してゆく。IIは一五八三(天正一一)年利家の金沢入城から一六三〇(寛永七)年、IIIは一六三〇年から一六七〇(寛文一〇)年、IVは一六七〇年から一七〇〇(元禄一三)年を扱う。各期において、町形成計画・町地利用形態(1)、経済活動(2)、町政機構(3)、文化状況(4)をとり上げて、その特徴を述べている。各々について記号を付していないが、ここでは説明の便宜上、( )内に記した数字記号を該当させることとしたい。

「II、形成期」の「初期の町空間利用」(1)では、前田氏入城後の城郭・堀建設、家臣屋敷・寺院の配置について、また一六二五(元和二)年からみられる町形成の様子を述べる。藩は防衛的配慮を中心としつつも、犀川改修を

はじめとして町人誘致策をとり、町人自身にはある程度の居住地選択権があったと推定する。「経済発展と町人階級」

(2)は、御用町人については藩主との関係を、一般町人については、彼らの営業が居住町人の需要に基づくとの推測を述べる。武士の町というだけでなく、一般町人の生活の場であったことを示そうとする。「形成期の町政」(3)では、この時期の主な町政対象は武士にあったとしつつも、町人統制については、町肝煎—十人組制度、問屋制の始原等を述べ、未整備ながらも町政の町人依頼を指摘する。また、武士・町人間の売買行為に關し、町人利潤の法的保障がなされたとする。「活気ある町の社会生活」(4)では、藩主及び武士・町人階級が共に、歌舞伎ほか遊芸・文芸に興じた姿を描く。

「III、確立期」は、この後一九世紀に入る迄安定を維持しえたとする体制の確立について述べる。「町計画の新動向と発展の形態」(1)で、下級家臣、陪臣に迄及ぶ家臣の宅地政策をとり上げ、これを藩主権限強化の現われとみる。一方町人地については、藩による強制移動が実施されたが、その代替地は商業上の良地で、移動も短距離のもの

が多く、町人への配慮を欠いていないとする。寛永期の二大火災を契機としたこれら町形成政策は、身分別居住が主軸であったとし、先行期との違いをみている。ただし、相對請地を代表として武士・町人混在地も現出し、必ずしも領主の理念が十分に実現したわけではないとする。

「官僚的町政機構の発展」(3)は、全国的に參勤交替制実施後に官僚的支配が強まるが、金沢でも藩側の寄合衆—町奉行と、町の自治的要素を含む町年寄—町肝煎—十人組の両体制が結合し、町政機構が整ったと述べる。一方、対町人法令が整備され、それらは武士との身分差を強調した生活規範、経済活動への関与を特徴としている。このような支配体制は従来専制的なものとしてきたが、法と先例が政治を決定する法治体制であり、その厳しい法治主義から武士階級自体も自由ではなかつたこと、また儒教の思想的影響で、単なる専制とは言えないとする。

「経済活動の新動向と商人階級」(2)では、貨銀、問屋・小売人関係、頼母子等の経済活動関連の法令について述べ、それらにみえる藩の商活動保護の面に注目する。また、武士、町人の具体的な経済生活を、各々、上段、中

級、下級及び奉公人、日雇と階層別にみて、各消費活動に差異はあるものの、全体として居住町人の需要の存在を指摘している。「町文化の落ち着き」(4)では、藩の秩序強化と共に町人の嗜好変化により、第Ⅱ期を特徴づけた諸文化が退潮し、替って身分別に種々の年間行事が定着したことを示す。

最後、「Ⅳ、終息期」の「外観的町成長の沈静と政治権限の最終的拡大」(1・3)では、一七世紀以降の人口停滞を述べ、藩の意図と共に、居住町人が自らの利益確保のために人口流入を押し留めたとする。また町政については、非人小屋政策、被差別民政策を特徴的なものとし、これら最下層へも統制が及んだとする。「新興町人の抬頭」(2)は、延宝・天和期の問屋制拡大をとり上げる。問屋制は藩と商人の一種の同盟関係と言えるもので、独占権を保證された商人は富を蓄えるが、彼らは御用町人に替る新興町人であったとする。「多彩な都市文化」(4)は、同時代の大都市文化の影響を受けていないものの、一般町人は日常的に、祭・風俗営業の場において、また曲芸、漫才ほか大衆芸能や旅行など、多様な歓楽の機会をもち、藩主網紀の

文化活動とは異った、独自の文化をもちえたと述べる。

さて、以上のような構成の下に述べられる著者の主張は、金沢における居住町人の存在形態を示すところにあるのだが、その際の着眼点は次のように考えられる。一つは、領主による一定の規制下にあるものの、彼らの経済活動上の権利が認められていたこと、二つにはやはり領主支配下ではあるが、自由な生活の場を形成していたこと、そして主には両者の結果として、町人独自の文化を形成したとするものである。

これらの主張点がどのように構成されているか、その理解は本書を読み尽くすしかないが、ここではその典型的と考えられる部分を、先きの紹介部分も含めて述べておこう。町形成計画・町地利用形態(1)は、経済活動上の権利、生活の場形成の両者にまたがって関わるものである。第Ⅱ期においては、犀川改修を町人誘致策一環としての町人居住地造成と捉えるほか、職人の集居、商人の北陸道両側沿い散居を、各々営業上の理由による自発的なものとする。更に安江町等、商業中核町は町人による形成と推定している(Ⅱ-1)。また、第Ⅲ期に実施された町人地の強制移動

は町人への配慮を欠いていないとし(III-1)、第II期間様、御用町人ばかりでなく一般町人でも居住地選択権があったと推測している。

経済活動上の権利が認められていたことについては、まず組織について、初期の御用職人、魚問屋から、延宝・天和期の各種問屋が同業者間の利便に基づく自治的なものと性格づける(II-2、IV-2)。また、藩の商業関連法令では、売買・債務関係で商人側の権利が保証されている点を注目する(II-3、III-2)。

自由な生活の場の形成という点では、町人側で町政機構に加わる町肝煎—十人組が、官轄下町人の居住・相統問題、日常的な係争処理に権限をもつ点(II-3)、防災、防犯等公共的行為の町人依存(III-2)等を、町人自治の観点で把える。更に衣類をはじめ風俗営業等に関して対町人生活規範法令が出されるが、遵守されぬ点もあり、また藩はそれに対して、法令徹底を行えなかったと指摘している(III-2、IV-3)。町人の状況を總体的に示すものとして町人文化が描かれるが(II・III・IV-4)、特に第IV期においてその独自性が強調されている。

ところで、このような町人の存在形態を認める領主の質について、著者はどのように考えているのか、その点は次のようにまとめることができよう。まず、領主自身が経済市場を必要としていた等から、抑商政策もみえるものの、基本的には商人保護を基本としていたとする(II-2、IV前書部分、結語)。また、その支配は専制的、独裁的なものではなく、先述したように法治的で儒教の影響を受けた官僚制的なものとしている。更に、町形成及び対町人法令において、領主理念が徹底していないことから、専制的とは言えないとしている。

以上のような展開の中で疑問に感じられたのは、町形成に当って一般町人も含めた能動的参加が述べられているが、それらはいずれも推測にとどまっている。重要な柱となる部分であるだけに、実証性が求められた。

さて、著者の金沢研究は、視野を広げて世界的に日本の近世都市を位置付けようとする意図をもっている。本書では、ルイ—四世治政下のパリ及びビクター大帝のペテルブルクとの比較を試みている。著者によれば、これら三つの都市については従来、共に専制政治下にあり専制君主の

意図通りの町造りが行われたとされ、また専制者の文化事業が主にとり上げられてきた。しかし金沢でみたように、町住民は町政に自治的に参画し、彼ら独自の文化を生み出すに至っており、その点では他の二都市も共通しているという。そしてこれらの点を、近代に先行する社会においては、国・文化の違いを越え共通して市民階級の勃興がみられる、との見方でまとめている。

以上のように、著者が金沢を分析し歴史的に性格づける際の基準となるものは、政治機構・法令といった制度及び文化にあるといえよう。このような諸現象の機能によって歴史を規定してゆく方法論については、西欧及びアメリカの歴史学のあり方と関連することであり、これについて語ることは私の能力を越える。既成の日本史研究の枠を離れて、別の分析視角をとる場合、近世の金沢はどのように把握えられるのか、そのような読み方をするならば、本書は興味ある著述といえよう。

(New Haven and London: Yale University  
Press, 1982. 209 pages. US \$20.00.)